

久慈市グリーン購入推進方針

第1 目的

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条第1項に基づき、市が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築の模範となることを目的とする。

第2 グリーン購入の定義

環境への負荷が少ない物品やサービスを優先して購入し、又は調達すること。

第3 適用範囲

事務事業の実施にあたって調達する物品及びサービスとする。

第4 特定調達物品及び判断基準

グリーン購入を重点的に推進する物品等（以下「特定調達物品等」という。）の品目名、特定調達物品等調達基準（以下「判断基準」という。）及び特定調達物品等の調達目標は、別紙1のとおりとする。

第5 調達等の基本原則

(1) 特定調達物品等

判断基準を満たす物品等の中から次のいずれかに該当するものを調達する。

- ① カタログ等に「グリーン購入法適合」の表示があること。
- ② エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルの表示があること。

(2) 特定調達物品等以外の製品等

資源採取から廃棄にいたる製品ライフサイクル全体が、次に掲げるいずれかの事項に配慮された製品等であるものを調達する。

- ① 環境汚染物質の削減
- ② 省資源及び省エネルギー
- ③ 天然資源の持続可能な利用
- ④ 長期使用性
- ⑤ 再使用可能性
- ⑥ リサイクル可能性
- ⑦ 再生材料や再使用部品の使用

⑧ 廃棄、処理及び処分の容易性

(3) 例外規定

次に掲げる事項に該当するときは、前2号に定める条件を満たさない場合であっても製品等を調達することができる。

- ① 同種の製品等と比較して著しく高価なとき。
- ② 同種の製品等と比較して機能または安全確保の面で著しく劣っているとき。
- ③ 購入しようとする製品等に前2号に掲げる事項を満たすものがないとき。

第6 グリーン購入の推進体制

グリーン購入は、調達担当課等が中心になって推進する。また、必要に応じ連絡会議を開催し、グリーン購入の推進に関する情報交換等を行う。

第7 公表

市は毎年度、グリーン購入の実績及び調達目標の達成状況を公表する。

第8 方針の見直し

グリーン購入に係る社会情勢の変化や調達目標の達成状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

第9 施行日

この方針は、平成18年4月1日から施行する。

この方針は、平成22年4月1日から施行する。